

公益財団法人佐賀未来創造基金 令和 7 年度事業報告書
(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)

【事業の体系】

(ア) CSO、企業等への支援事業

(イ) 地域の社会的課題を解決する事業

【事業の趣旨】

当法人は個人や企業から寄付を集め、社会的課題解決及びスポーツや芸術等による新しい価値の創造のための事業を行う市民社会組織（以下、「CSO」という。）、同様の事業を行っている企業及び個人（以下、「企業等」という。）並びに日常生活又は社会生活を営む上で困難を有する者（以下、「社会的弱者」という。）に資金及びその他必要な資源を助成することで、地域における社会的課題解決及び新しい価値の創造に係る事業に取り組む市民立の財団法人である。

人口減少や高齢化、非正規雇用の増大等、切実な社会的課題・行政課題が顕在化する中、これらの課題に全て行政だけでは対応することが困難な状況である。このような状況において、地域や社会の課題解決や活性化及び新しい価値の創造に取り組む主体として CSO に対する期待は大きい。しかし、一方で多くの CSO は財政的基盤の脆弱さという課題を抱えており、CSO の活動を地域社会で支える仕組みの整備や、県民主体での公益活動の強化が必要となっている。また、貧困や災害等の様々な事情により、社会的弱者が行政や CSO 等の支援から漏れてしまい、社会から孤立化してしまうことも少なくない。

このような状況に対応すべく、当法人は、あらゆる人たちが主体的に地域の未来を担い合うために、資金その他必要な資源を循環させる仕組みをつくり、地域で支え合う社会を実現するために、CSO、企業等及び社会的弱者の支援、並びにそれらを支援する関係組織とネットワークを作り、このネットワークを活用したコレクティブインパクト事業を行うことを目的として設立された。

当法人では、この目的のもと、次の事業を実施する。

コレクティブインパクト事業とは

※ 複雑化した社会的課題に対し、単一の団体のみで解決することが難しい課題も多く、CSO セクターでは様々なコラボレーションを通じて諸課題の解決に取り組んでいる。さらに、単なるコラボレーションに留まらず、CSO や企業、行政など組織の枠を超えて、お互いの強みを出し合い、社会的課題の解決を目指す仕組みのことをいう。

【事業の構成】

(ア) CSO、企業等への支援事業

(イ) 地域の社会的課題を解決する事業

【事業の内容】

(ア) CSO、企業等への支援事業

(趣旨)

CSO は財政的及び組織的基盤の脆弱さという課題を抱えている。また、社会的課題解決や新しい価値の創造のための事業活動に関心を持っている企業等も予算、設備や人員といった財政的・組織的な事情により対応できない、若しくは対応が不十分なままで終わってしまうことも少なくない。そのため社会的弱者が地域に取り残されてしまうことにもつながっている。

このような地域の実情を踏まえて、CSO や企業等が社会的活動に必要とする資金その他の資源、

情報及び人材獲得のきっかけを提供するとともに、当法人が県内 CSO 及び企業等の寄付や人材等の受け皿として機能することにより、寄付文化及びボランティア活動の拡大を目指し、社会的課題解決及び新しい価値の創造に関する活動のための資金その他必要な資源、情報及び人材確保のための事業や地域から取り残された社会的弱者を支援する事業を実施する。

(実施予定事業)

(1) 伴走支援事業

(趣旨)

CSO 等は組織基盤や財政基盤が脆弱であるうえ、課題解決のための事業遂行能力も不十分である場合が多い。そのため当法人は、中間支援組織として CSO 等からの相談を受け、寄り添った伴走支援を行う。

(内容)

行政及び企業と協働して地域における社会的課題を調査研究し、その解決及び新しい価値の創造のため CSO 等に対する次に掲げる各種支援事業を実施する。具体的には、行政並びに企業と協働して対象となる CSO 等からの相談を受け、社会的課題解決及び新しい価値の創造のための支援についての相談、コンサルティング事業や人材育成及び組織基盤強化のための研修事業、寄付及び助成プログラム開発等の伴走支援を行う。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等

(募集方法)

ホームページ等への掲載、メールマガジン、ポータルサイト、SNS 等 WEB による情報拡散、県内 CSO へのダイレクトメールの送付、マスコミによる広報を図るため県庁、佐賀市の記者クラブへのプレスリリースの発出、チラシによる広報等により募集する。

(財源)

佐賀県委託事業収益及び法人財源

(令和 7 年度実施事業)

『CSO 次世代人材養成事業』

- ・ 特定非営利活動法人 消費生活相談員の会さが
- ・ 特定非営利活動法人 温暖化防止ネット
- ・ 認定特定非営利活動法人 被害者支援ネットワークさが佐賀 VOISS

『佐賀県誘致 CSO 活動支援業務』

- ・ 特定非営利活動法人「AYA」(令和 7 年 12 月 18 日誘致) (誘致 17 団体目)
- ・ 認定非営利活動法人サービスグラント (令和 7 年 12 月 11 日誘致) (誘致 18 団体目)

(2) 普及啓発事業

(趣旨)

東日本大震災や北部九州豪雨をはじめ、近年頻発する巨大地震や豪雨災害といった大災害を経験したことにより、多くの方が義援金の拠出やボランティア活動への参加機会が大幅に増えたと言われているが、県内 CSO における財政及び組織基盤は十分と言える状況にはなっておらず、また、災害のみならず日常的に社会的課題解決及びスポーツや芸術等による新しい価値の創造の

ため、多くの県民やCSO担当者に遺贈寄付をはじめとした様々な寄付について寄付文化及びボランティア活動の普及啓発を目指すことを目的として、次の事業を実施する。

(内容)

WEB、SNS等を活用し、寄付文化及びボランティア活動の普及啓発活動としてアイデア募集のキャンペーンやプレゼン大会、研修・セミナー及び交流会の開催やボランティアを求めるCSOとボランティア活動に関心のある人とのマッチング事業を行う。

(対象者)

佐賀県に事務所を置くCSO、企業等及び佐賀県在住の個人

(財源)

法人財源

(令和7年度実施事業)

◇『ソーシャルビジネス支援セミナー(第1回ちいきん会)』を開催。(令和7年4月14日)

会場 日本政策金融公庫佐賀支店 参加者 30名

基調講演 テーマ「ローカルゼブラ企業の実例」

講師 ちいきん会代表理事 新田信行氏

テーマ「鳳雛塾におけるビジネススクールやキャリア教育事業」

講師 NPO法人鳳雛塾 横尾敏史氏

◇『専門家と学ぶ遺言書作成ワークショップ』を開催(令和7年9月18日)

会場 とす市民活動センター 参加者 20名

講師 司法書士法人 州都綜合法務事務所 代表 原 弘安氏

◇『終活・相続・遺贈寄付セミナー』を開催(令和7年9月26日)

会場 佐賀市立鍋島公民館 参加者 40名

第1部 講演 「私にもできる終活と社会貢献」

講師 司法書士法人 州都綜合法務事務所 代表 原 弘安氏

第2部 佐賀弁による寸劇&専門家のアドバイス「終活、こんな時どうすればいい?」

共催：佐賀市立鍋島公民館 鍋島地区社協、おたっしや本舗鍋島、(公社)シビックフォース

特定非営利活動法人ピースウインズ・ジャパン

後援：佐賀県、佐賀銀行、三井住友信託銀行佐賀支店、佐賀新聞社

◇『ソーシャルビジネス支援セミナー(第2回ちいきん会)』を開催。(令和7年10月15日)

会場 日本政策金融公庫佐賀支店 参加者 25名

内容・全国のちいきん会の取組み紹介

・地元金融機関からの事例発表

◇『2025さがCSO交流会』を開催。(令和7年12月18日)

会場 ロイヤルチェスター佐賀 参加者 71名

第1部 基調講演 講師(株)ミズ代表取締役 溝上泰興氏

トークセッション/テーマ「企業とCSOの連携・協働を深めるために」

登壇者 (株)ミズ代表取締役 溝上泰興氏

(株)トラストバンク 元岡悠太氏

第2部 山口佐賀県知事を交え県内CSOとの交流会

◇『そうぞくセミナー』を開催（令和8年1月16日）

会場 明治安田生命 佐賀西営業所 参加者 30名

講師 司法書士 法人 州都綜合法務事務所 代表 原 弘安氏

(3) 佐賀県遺贈相談活用センター運営事業

(趣旨)

人生の集大成としての寄付である遺贈寄付や資産寄付が、寄付者本人が望む最適な形で実現し、寄付した財産が地域の未来財産となり、世代を超えて継承される社会を実現することを目的とする。

(内容)

当法人が加入している「全国レガシーギフト協会」の「遺贈寄付の窓口」として、無料相談窓口を設置。相談者ニーズに応じた専門家や寄付先相談機関、寄付受け入れ先の情報や書籍紹介等の情報提供や相談に対応する。

(対象者)

佐賀県に事務所を置くCSO、企業等及び佐賀県在住の個人

(令和7年度実績)

遺贈寄付相談対応 5件

(4) 助成事業

(趣旨)

CSOは財政的及び組織的基盤の脆弱さという課題を抱えている。また、社会的課題解決や新しい価値の創造のための事業活動に関心を持っている企業等も予算、設備や人員といった財政的組織的な事情により対応できない、若しくは、対応が不十分なまま終わってしまうことも少なくない。そのため社会的弱者が地域に取り残されてしまうことにもつながっている。

このような地域の実情を踏まえて、CSOや企業等が社会的活動に必要な資金その他の資源等を提供する助成事業を実施する。

① 各種寄付による助成事業

(趣旨)

当法人は本助成事業に応募し、選考の結果採択となった事業に助成を行うことで地域における様々な社会的課題の解決や新しい価値の創造を実現することを目的とする。また、採択団体自らが寄付集めを実施することにより、採択団体の財源確保能力の向上を目指すとともに、寄付金募集の取組みを通じ、社会的課題の認知と理解を高め、事業内容や団体の存在意義を社会に発信して行く。

(内容)

『事業指定寄付』、『分野指定寄付』、『冠寄付』等の各寄付プログラム(助成)に、応募団体(以下、採択団体)が本助成プログラムに応募し、選考の結果、採択となった事業について、当法人と採択団体が、当法人の仕組み(ホームページでの寄付金募集等)を活用し、寄付募集期間に当法人と採択団体が一緒に寄付集めを実施する。寄付募集期間に集まった寄付金より事業運営費を除いた額を当法人より助成金とし交付する。

・『事業指定寄付』とは

当法人と参加する CSO が一緒になって寄付を集める「志金」調達プログラムである。当法人は、寄付集めの計画を参加の CSO と共に考え、寄付集めのツール(寄付付き商品の企画、寄付付自販機、チャリティコンサートの企画・運営等)や専用口座などの決済機能を用意する寄付プログラムである。

・『分野指定寄付』とは

特定の分野(子ども、教育、障がい者、介護、伝統産業、まちづくり、農林水産業、国際協力、途上国支援、働き方、文化・スポーツ・科学、環境、子育て、難病支援、学生支援、ソーシャルビジネス、NPO 支援等)に関する事業を行う団体及び個人を対象とした寄付プログラムである。

・『冠寄付』とは

寄付者の希望を反映して当法人が設計した寄付プログラムである。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等

(助成団体)

当法人の助成プログラムの採択団体

(助成金額)

当法人の助成選考委員会が合議の上、理事長の承認により決定した金額

(応募方法)

当法人のオンライン上の「申請フォーム」からの申請とする。(事業申請書を簡易書留で郵送もしくは持参する場合は、当法人事務局まであらかじめ連絡すること)

(選考方法および選考委員)

当法人が設置する「助成選考委員会」が選考を行う。

(選考基準及び最終決定の方法)

当法人が規定する「助成団体審査要綱」による。

(最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議及び理事長の承認により採択の可否と助成限度額を決定する。

(財源)

『事業指定寄付』、『分野指定寄付』、『冠寄付』等の寄付金

(令和 7 年度実施事業)

・ **事業指定寄付助成： 4 件 152 万円**

◇ (おもやい協働基金 1,000,000 円)

◇ (一般社団法人ここてらす 165,000 円)

◇ (消費生活、悪質商法対策 267,000 円)

◇ (コスメギフト 85,629 円)

・ **分野指定寄付助成： 1 件 30 万円**

◇ (佐賀災害支援・能登災害支援) 300,000 円

・ **冠寄付助成：**

◇ 「佐賀新聞 第7回「GOgo さがスポ基金」 3件 30万円

1. SHIROISHI Innovation Lab (白石町) 「子どもたちに感動体験をつくろう事業」 15万円
2. 成章クラブ(佐賀市) 「部活動地域移行プロジェクト」 7.5万円
3. 小城ユナイト(小城市) 「バレーボール関連備品整備事業」 7.5万円

② 利子補給による助成事業

(趣旨)

公益性の高いソーシャルビジネスに対する、関係金融機関と連携した利子補給による支援を実施し、その育成及び振興を促進する。

(内容)

支援対象は関係金融機関からの融資を受ける NPO 法人その他の法人、団体のうち、特に公益性が高いと認められるものとする。

(利子補給実施基準)

- ・利子補給の対象となる融資金額：1,000万円以内
- ・利子補給率：融資残額の0.5%
- ・利子補給総額の上限：1,000,000円
- ・利子補給期間：融資実行から1年以内(但し、助成選考委員会が特に認めた場合には、最長2年以内)
- ・申請手続き等
 - i 申請者が、関係金融機関が発行した返済計画書(写)を添付し、利子補給申請書を事務局に提出
 - ii 当法人が別に定める基準に基づき、助成選考委員会が審査し、交付決定を申請者に通知
 - iii 利子補給期間経過後、申請者が返済証明書を添付し請求書を事務局に提出
 - iv 助成選考委員会が審査し、期間内の利子補給額を申請者に交付するとともに、額の確定を通知

(財源)

法人財源及び各種寄付金

(令和7年度実施事業)

- ・令和7年度は実施しなかった。

③ 外部団体からの助成金を活用した助成事業

(趣旨)

外部団体から当法人への助成金を活用して実施する助成事業である。

- ・休眠預金による資金助成事業

(趣旨)

当該助成事業は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構(以下、「JANPIA」という。)から当法人が資金分配団体として採択されたことに伴い、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下、「休眠預金活用法」という。)及び同法施行規則等関連法令の規定にもとづき実施する事業である。

本助成事業は、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会的課題の解決を図り、民間公益活動の自立した担い手の育成並びに民間公益活動に係る資金を調達することができる

環境を整備することを目的とする。この目的を達成することにより、社会的課題の解決のための自立的かつ持続的な仕組みが構築され、採択団体が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保し、社会的課題の解決に向けた取り組みが強化されることが期待できる。

(内容)

本助成事業において指定された特定の分野の活動（子ども及び若者の支援に係る活動、日常生活または社会生活を営む上で困難を有する者への支援に係る活動、地域社会における活力の低下その他社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動）に関する事業を行う CSO、企業等を対象とし、対象者が本助成事業に応募し、選考の結果採択となった CSO、企業等に対し助成を行う。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等

(助成対象団体)

休眠預金助成事業採択団体

(助成金額)

当法人「助成選考委員会」で決定された金額

(応募方法)

当法人のオンライン上の「申請フォーム」からの申請とする。(事業申請書を簡易書留で郵送もしくは持参する場合は、当法人事務局まであらかじめ連絡すること)

(選考方法)

当法人助成選考委員会において、当該委員会の委員が選考を行う。

(選考委員)

当法人が規定する「助成選考委員会設置要綱」により決定する。

(選考基準)

当法人が規定する「助成団体審査要項」による。

(最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議及び理事長の承認により採択の可否と助成限度額を決定する。

(財源)

休眠預金 (JANPIA との契約限度額)

(令和 7 年度実施事業)

- ・ JANPIA の 2024 年度通常枠<第 2 回>に於いて当財団の『市町域の「災害中間支援組織」発掘・育成・機能強化事業』が採択され、2025 年 2 月 20 日、当財団は資金分配団体として選定された。これに伴い事業実行団体を募集、選考の結果以下の 4 団体が選出された。

助成件数 4 件 2511 万円

1、特定非営利活動法人アリタカラ

申請事業名 「災害時に効力を発揮する「うちやまネットワーク」の構築事業

助成額 10,319,000 円

2、一般社団法人おもやい

申請事業名 「いのちを守るつながりを育むフェーズフリー連携 市町域での災害支援ネ

ネットワークと地域防災育成強化事業」

助成額 5,334,000 円

3、特定非営利活動法人佐賀県放課後児童クラブ連絡会

申請事業名 「災害後もこどものウェルビーイングを保証するまちづくり」

助成額 4,824,870 円

4、特定非営利活動法人温暖化防止ネット

申請事業名 「気候変動の緩和と適応で支える地域レジリエンス強化プロジェクト」

助成額 4,633,488 円

・「子ども第三の居場所」におけるコミュニティモデルの運営支援事業

(趣旨)

本助成事業は、すべての子どもたちが、未来への希望を持ち、これからの社会を生き抜く力を育むことのできる機会と環境を提供することを目的とする。

現在は、家庭の抱える困難が複雑・深刻化し、地域のつながりも希薄になる中で、安心して過ごせる居場所がなく、孤立してしまう子どもも少なくない。

私たちは、子どもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育む「子ども第三の居場所」をハブとして、行政、NPO、市民、企業、研究者の方々と協力し、誰一人取り残されない地域子育てコミュニティをつくることで、「みんなが、みんなの子どもを育てる」社会を目指すことを目的とする。

(内容)

私たちは、日本財団と連携して、「子ども第三の居場所」事業の地域でのさらなる推進・拡大に向けて、佐賀県内での「子ども第三の居場所」の開設・運営を希望されるCSOを対象とし、対象者が助成事業に応募し、選考の結果採択となったCSOに対し助成を行う。

(対象者)

佐賀県に事務所を置くCSO

(助成対象団体)

「子ども第三の居場所」助成事業採択団体

(応募方法)

当法人のオンライン上の「申請フォーム」からの申請とする。(事業申請書を簡易書留で郵送もしくは持参する場合は、当法人事務局まであらかじめ連絡すること。)

(選考方法)

当法人助成選考委員会において、当該委員会の委員が選考を行う。

(選考基準)

当法人が規定する「助成団体審査要項」による。

(最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議及び理事長の承認により採択の可否と助成限度額を決定する。

(財源)

「子ども第三の居場所」事業(日本財団との契約限度額)

(令和7年度実施事業)

令和7年度は実施しなかった。

④ 非公募型助成事業

(趣旨)

災害発生時に支援を行う団体への助成や、社会的課題の解決や新しい価値の創造のための事業活動において、他に類をみない特殊な技能や能力を持つ団体に対し、その緊急性や特殊性に鑑み、非公募による助成事業を行う。

(内容)

応募申請のあった団体に対し、当法人のプログラムオフィサーが助成先責任者と十分な意見交換をして案件形成し、社会的課題の解決や地域社会にとって有益な新しい価値の創造に資することを十分確認した上で選考委員会に提案する。選考委員会での選考の結果採択となった事業について当法人より助成する。

(対象者)

佐賀県内に事務所を置く CSO、企業等

(助成団体)

当法人の非公募型助成事業プログラムの採択団体

(助成金額)

当法人の助成選考委員会が合議の上、理事長の承認により決定した金額

(応募方法)

不特定多数の者の利益増進に資する事業を対象として、当法人のホームページ上で募集を行い、応募申請のあった団体ごとに調整して案件形成を行う。

(選考方法及び選考委員)

当法人が設置する「助成選考委員会」が選考を行う。

(選考基準及び最終決定の方法)

当法人が規定する「助成団体審査要綱」による。

(最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議および理事長の承認により採択の可否と助成限度額を決定する。

(財源)

選考委員会の採択決定を受けてふるさと納税やクラウドファンディングなど様々な方法で寄付募集（分野指定寄付または冠寄付）をする。案件の内容、緊急性に応じて金融機関からの借り入れによる財源確保も検討する。また緊急の災害支援に対応するため常設の寄付も募集する。

(令和7年度実施事業)

令和7年度は実施しなかった。

(5) 融資(貸付)事業

(趣旨)

CSOは財政的および組織基盤の脆弱さという課題を抱えている。また、社会的課題の解決や新しい価値の創造のための事業活動に関心をもっている企業等も予算、設備や人員といった財政的組織的な事情により対応できない、若しくは、対応が不十分のまま終わってしまうことも少なくない。このような地域の事情を踏まえて、CSOや企業等が社会的活動に必要とする資金その他の資源を提供する融資事業を実施する。さらに、貧困や災害などの様々な事情により、行政やCSOなどの支援から漏れてしまい、社会から孤立している社会的弱者に対する支援についても融資の対象とする。

(内容)

本融資事業に応募し、選考の結果採択となった事業等について当法人から融資する。

(対象者)

佐賀県に事務所を置くCSO、企業等及び佐賀県在住の個人

(融資先)

当法人の融資プログラムの採択団体等

(融資金額)

当法人の融資選考委員会が合議の上、理事長の承認により決定した金額

(応募方法)

当法人のオンライン上の「申請フォーム」からの申請とする。(融資申請書を簡易書留で郵送もしくは持参する場合は、当法人事務局まであらかじめ連絡すること)

(選考方法及び選考委員)

当法人が設置する「融資選考委員会」が選考を行う。

(選考基準及び最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議及び理事長の承認により採択の可否と融資限度額を決定する。

(財源)

「分野指定寄付」、「冠寄付」等の寄付金及び金融機関からの借入等

(令和7年度実施事業)

令和7年度は実施しなかった。

(6) 所有不動産の活用事業

(趣旨)

当法人における「佐賀県遺贈相談活用センター」の運営事業の実施に伴い、当法人への不動産の遺贈が発生している。遺贈を受けた不動産を市民活動の拠点としてCSOへ貸与することにより、地域の活性化に寄与する為の事業を実施する。

(内容)

当法人に遺贈された建物及び設備を、公益的事業を実施するCSO及び企業等に貸与する。

(対象)

佐賀県に事務所を置くCSO、企業等

(募集方法)

ホームページ等への掲載、メールマガジン、ポータルサイト、SNS 等 WEB による情報拡散、チラシによる広報等により県内 CSO に案内する。

(令和 7 年度実施事業)

「傍楽庵」運営事業

(イ) 地域の社会的課題を解決する事業

(趣旨)

近年、顕在化する地域での社会的課題の解決及びスポーツや芸術等による新しい価値の創造に取り組む主体として CSO に対する期待は大きい。しかし、貧困や災害等の様々な事情により、社会的弱者が行政や CSO 等の支援から漏れてしまい、社会から孤立してしまうことも少なくない。このような状況に対応すべく、当法人は、あらゆる人たちが主体的に地域の未来を担い合い、地域で支え合う社会を実現するために、CSO、企業等及び社会的弱者を支援する関係機関と連携したコレクティブインパクト事業を行う。

(1) 他団体への参画及び共同事業の実施

(趣旨)

当法人の目的に沿った県内の団体と共同で活動することで、CSO や企業、行政等枠組みを超えて、それぞれの強み、専門性を活かして活動することを目的とする。

(内容)

当法人の目的に沿った他団体との事業に参画し、必要に応じて事務局業務の一部を担う。具体的には、次に列挙するような事業やそれに類する事業に参画し、地域の CSO や社会的弱者からの相談を受けたり、当法人が実施する伴走支援、寄付募集及び資金その他必要な資源の助成について情報提供を行ったり、各関係団体との連絡調整業務を行う。

(対象者)

CSO、企業等及び社会的弱者を支援する関係機関

(財源)

寄付金

(令和 7 年度実施事業)

① さが・こども未来応援プロジェクト事業

(趣旨)

こども食堂をはじめとした「こどもの居場所」を増やし、繋ぎ、連携していくことで、地域での孤立化を防ぎ、子どもの社会的孤立が生まれにくい地域コミュニティを作っていくことを目的とする。

(内容)

「こどもの居場所」設立及び運営に関わる相談支援、ネットワークづくり事業、資源循環マッチング事業、行政・企業・CSO 等との連携事業、直接的な生活弱者等の支援事業

(対象者)

子どもの居場所運営者及び設立希望者、社会的孤立の可能性のある子ども及びその家庭

② コミュニティ・エリアマネジメント事業

(趣旨)

地方で増加していく空き家をはじめとした遊休不動産に対して、それをリノベーションするだけでなく、地域コミュニティと連携して価値を再確認することで地域コミュニティの活性化につなげていくこと、また高齢化してゆく地域で遺贈などの受け皿としての役割も果たしていくことを目的とする。

(内容)

空き家をはじめとした遊休不動産等の相談対応、勉強会、ネットワークづくり、行政・企業・CSO等との連携、直接的な生活弱者当の支援等

(対象者)

空き家をはじめとした遊休不動産の管理者と地域コミュニティのメンバー等

③ 佐賀災害支援プラットフォーム事業（災害対応と防災）

(趣旨)

同時多発的に起こる災害に対して県内外のネットワークを作ることで、災害対応をはじめとした緊急・復旧・復興支援から地域づくりまでをワンストップで対応できる仕組みづくりを行うことを目的とする。

(内容)

災害に関わる相談支援、ネットワークづくり、資源循環マッチング、行政・企業・CSO等との連携、直接的な生活弱者等の支援等

(対象者)

災害対応や支援するCSO、企業、個人、災害被害を受けた生活弱者

④ ソーシャルビジネス支援ネットワーク事業

(趣旨)

当法人はじめ、金融機関、専門士業及び県内のCSO、中間支援団体と共同で、非営利組織の法人化や社会的課題解決に貢献する活動の事業化を促進することを目的とする。

(内容)

相談、伴走支援や各種研修、関係機関との連絡調整等

(対象者)

佐賀県に事務所を置くCSO、企業等

(2) 社会的弱者への資金助成

(趣旨)

貧困や災害などの様々な事情により、行政やCSOなどの支援から漏れてしまい、社会から孤立している社会的弱者を支援することを目的とする。

(内容)

企業からの寄付やクラウドファンディングなどで集めた資金を、社会的弱者に支援する。

(対象者)

佐賀県民(佐賀県に在住する個人、佐賀県に主たる事務所を置く団体及び法人)

(応募方法)

当法人のオンライン上の「申請フォーム」からの申請とする。(事業申請書を簡易書留で郵送もしくは持参する場合は、当法人事務局まであらかじめ連絡すること)

(選考方法)

当法人助成選考委員会において、当該委員会の委員が選考を行う。

(選考委員)

当法人が規定する「助成選考委員会設置要綱」による。

(選考基準)

当法人が規定する「助成団体審査要項」による。

(最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議及び理事長の承認により採択の可否と助成限度額を決定する。

(財源)

寄付金

(令和7年度実施事業)

◇「入学応援給付金助成」事業 29名 助成総額 205万円

高校学校等へ入学を迎える中学3年生を対象に、入学に伴う経済的負担軽減のための、返済不要の給付金事業を実施した。

助成対象者 佐賀県内の高校進学を希望する中学生

助成実施期間 令和7年9月1日～令和8年3月31日

助成額 12名×10万円 17名×5万円

◇ピースウィンズ・ジャパン 2025年度「佐賀県伝統工芸支援基金」事業

4件 助成総額 120万円

この助成事業は、佐賀県内の伝統工芸事業者を対象に、技術の継承や新たな挑戦を支援することを目的とし、公益財団法人佐賀未来創造基金と特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン(PWJ)と連携して毎年実施している。

1. 矢田久美子(有田焼/個人作家)(電気窯の導入) 50万円
2. (有)金照堂(有田焼)(麟Lin陶片アクセサリーのブランディング) 20万円
3. 器婦人Club/窯元グループ5社(東京都展示販売) 30万円
4. (有)惣太窯(有田焼)(展示場整備と展示会用リーフレット作成)20万円

◇佐賀ロータリークラブ未来人材奨学生助成事業 3名×12万円 助成総額 36万円

この助成事業は人格、学業ともに優れた生徒であって経済的理由により就学困難な佐賀市内の高等学校に在籍する生徒に対して奨学金を給付し、もって社会に有用な人材を育成することを目的として、佐賀ロータリークラブにより設立された。佐賀市内の高校3年生が助成対象である。

法人運営・管理

- 基本財産、公益目的財産等の保有・管理状況

当財団の基本財産である300万円は平成25年6月4日より佐賀銀行の定期預金口座に預け入れ、保管・管理している。

- 理事会、評議員会の開催状況について

- ・ 評議員会

令和7年6月26日開催

第1号議案 令和6年度事業報告及び決算報告並びに監査報告の承認について

第2号議案 任期満了に伴う理事及び監事の選任について

第3号議案 任期満了に伴う評議員の改選について

・理事会

令和7年6月5日開催

第1号議案 令和6年度事業報告及び決算報告並びに監査報告の承認について

第2号議案 令和7年度定時評議員会の開催日時、場所、及び議事について

令和7年9月20日開催

第1号議案 代表理事(理事長)及び業務執行理事(副理事長及び専務理事)の選任について

令和8年3月14日開催

第1号議案 令和8年度事業計画の承認について

第2号議案 令和8年度事業予算の承認について

第3号議案 利益相反にかかる業務委託契約の件